

お知らせ

起業者国土交通大臣及び愛知県道路公社が皆様の御協力により進めております一般国道 247 号改築工事（西知多道路・愛知県知多市南浜町地内から同市日長字安土地内まで）及びこれに伴う市道付替工事について、令和 8 年 3 月 6 日に土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に土地収用法第 28 条の 2 の規定により、次の事柄についてお知らせします。

1. 事業の認定の告示があった土地

イ 収用の部分

愛知県知多市南浜町、長浦 3 丁目並びに日長字寒空、字ゴトシ及び字生出地内
愛知県知多市長浦 3 丁目地先埋立地

ロ 使用の部分

愛知県知多市南浜町、長浦 3 丁目並びに日長字寒空及び字ゴトシ地内
愛知県知多市長浦 3 丁目地先埋立地

（注）この土地を表示する図面は、知多市役所都市整備部土木課でご覧ください。

2. 土地価格の固定について

前記 1 の土地については、事業の認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

3. 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれません。

4. 裁決手続開始の登記について

土地及びその土地に関する所有権以外の権利について、裁決手続開始の登記がなされると、権利者が決まります。そのため、この登記後に権利を承継等した方は、相続等の場合を除き、権利者に含まれません。

5. 損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするとき、あらかじめ愛知県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

6. 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

7. 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

8. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接愛知県収用委員会あてにすることができます。

9. パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので必要な方は、国土交通省中部地方整備局名四国道事務所用地課、愛知県道路公社西知多道路建設事務所、知多市役所都市整備部土木課においでくだされば配布いたします。

その他不明な点については、下記連絡先におたずねください。

連絡先 国土交通省中部地方整備局名四国道事務所用地課
所在地 愛知県名古屋市瑞穂区神穂町 5 番 3 号
電話 (052)823-7913

連絡先 愛知県道路公社西知多道路建設事務所
所在地 愛知県知多市緑町 5 番地
電話 (0562)22-2162

起業者 国土交通大臣
愛知県道路公社